

# 第 21 回 全 国 通 関 士 模 試

公益財団法人 日本関税協会

## — 採点結果の講評 —

本模試では、本年 7 月に財務省より公告された「第 54 回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみますと、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等及び通関実務でそれぞれ満点の 60%以上の得点）を満たした受験者は全体の 12.3%（3 科目受験者では 10.6%）で、昨年（第 53 回通関士試験）の合格率（13.7%）（3 科目受験者では 12.5%）を僅かに下回っています。本模試は、本試験 1.5 月前の能力ということ考えますと、あと少しの努力が望まれるところです。

なお、ケアレスミスが散見され、特に通関実務では、無回答が多く見受けられ、また、【記入上の注意】に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、『0』をマークすること」と明記しているにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も多く見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点できないケースがあるなど、自己採点とは異なる結果になった方もおられたのではないかと思います。本試験においては、マークシートの【記入上の注意】等をよく読み、記載されている注意事項に従って記入するよう心がけてください。正解を理解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは、非常に残念なことです。

また、複数肢選択式であるにもかかわらず解答を一つだけしか選択しておられなかった方も少なからずおられましたので、出題形式をしっかりと確認して解答するよう心がけてください。

本模試の判定は、あくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの 2 週間を悔いの残らないように頑張ってください、本試験で栄冠を勝ち取ってください。

# Ⅰ 通関業法

## 【総体的事項】

### ■総評

通関業法全体の正解率は66%で、67%の方が合格基準に達していました。

### ■語句選択式

語句選択式全体の正解率は81%でした。本試験合格のためには、個々人のベースでは80%程度の正解率は確保していただきたいと常々申し上げているところです。目標の正解率を達成していますので、この調子を本試験まで維持するように頑張ってください。

### ■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は43%で、低調な結果でした。

複数肢選択式は、その解答数が2つ又は3つのいずれになるのかということに悩んだ方が多かったこともあり、このような結果になったものと考えられます。

複数肢選択式の問題を克服するためには、正確な知識の習得以外に方法はありません。更なる努力が望まれます。

### ■択一式

択一式全体の正解率は51%で、複数肢選択式ほどではありませんが、択一式問題ということをお考え合わせると、かなり低調な結果でした。個々人のベースでは70%程度の正解率は確保したいところです。

## 【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

### ■語句選択式

#### 第1問（通関業の許可及び許可の基準） 正解率：85%

（イ－87% ロ－96% ハ－71% ニ－81% ホ－88%）

満足すべき得点が得られています。

「ハ」に入れるべき語句の選択に関しては、「⑩数量」をかなり多くの方(14%)が選択されていました。ここで選択すべき最も適切な語句は「③許可の期限」です。

通関業の許可に付することができる条件は、「取扱貨物の種類の限定」及び「許可の期限」に限るものとされていますので、確実に押さえておいてください。

#### 第2問（通関業の許可の承継） 正解率：80%

（イ－87% ロ－92% ハ－77% ニ－63% ホ－80%）

満足すべき得点が得られています。

通関業者が死亡し又は通関業者について合併若しくは分割等があった場合には、従来は通関業の許可は失効することとされていましたが、平成28年4月1日以降は相続人又は合併後の法人等が所定の手続をとることにより通関業の許可に基づく地位を承継することができることとされました。出題頻度の高い事項の一つですので、改めて確認しておくことをお勧めします。

**第3問（変更等の届出） 正解率：79%**

（イ－76% ロ－89% ハ－89% ニ－66% ホ－77%）

第1問には及ばないものの、ほぼ満足すべき得点が得られています。「ニ」に入れるべき語句の選択に関しては、「⑬分割」をかなり多くの方(12%)が選択されていました。ここで選択すべき最も適切な語句は「①合併」です。通関業の許可の消滅の場合の届出義務者についても注意が必要です。

**第4問（更正に関する意見の聴取及び検査の通知） 正解率：74%**

（イ－71% ロ－85% ハ－75% ニ－56% ホ－83%）

ほぼ満足すべき得点が得られています、「ニ」に入れるべき語句の選択に関しては、「⑫保税運送の承認」を選んだ方が16%、「⑬保税工場外における保税作業の許可」を選んだ方が21%もおられたことが気になりました。ここで選択すべき最も適切な語句は「⑭保税展示場に外国貨物を入れることの承認」です。通関業者に対し通知をしなければならない検査の範囲についてもしっかり押さえておくことが必要です。

**第5問（通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分） 正解率：86%**

（イ－95% ロ－72% ハ－92% ニ－77% ホ－93%）

満足すべき得点が得られています、「ロ」に入れるべき語句の選択に関しては、「④違反行為」を選んだ方が11%、「⑥事実」を選んだ方が15%もおられたことが気になりました。ここで選択すべき最も適切な語句は「⑮理由」です。通関業者が監督処分に付される場合の要件については重要ですので、改めて確認しておくことをお勧めします。

**■複数肢選択式**

**第6問（通関業務及び関連業務） 正解率：37%**

正解率は37%で、低調な結果でした。

正解は「2、5」ですが、「2」を正しい記述として選択することは比較的容易であったようですが、「1」及び「4」の選択肢を正しい記述として選択した方がかなりおられたことにより低調な正解率となってしまいました。通関業者の独占業務である通関業務の範囲については、出題頻度の高い事項ですので、改めて確認しておくことをお勧めします。

**第7問（欠格事由） 正解率：58%**

正解率は58%で、複数肢選択式の問題であることを考え合わせると、まずまずの正解率となっています。

正解は「3、4」ですが、「2」及び「5」を正解とした方がかなりおられたことが正解率が伸びなかった一因と思われます。通関業の許可の欠格事由は、当該許可の取消し、通関士の確認等の要件にもほぼ共通しており、極めて出題頻度の高いものです。通関業法第6条等について再確認しておくことをお勧めします。

**第8問（通関業の許可の消滅及び取消し） 正解率：41%**

正解率は41%と、低調な結果でした。

正解は「4、5」ですが、「1、4、5」を正解とした方が18%もおられたことが低調な正解率の一因と思われます。破産手続開始の申立てを行っただけでは、通関業の許可は消滅しません。「消滅事由」及び「取消原因」については、正確に押さえておくことが重要です。

**第9問（通関業者の記帳、届出、報告等） 正解率：41%**

正解率は41%と、低調な結果でした。

正解は「1、5」ですが、「3、5」を正解とした方が8%、「1、3、5」を正解とした方が10%もおられたことが低調な正解率の一因と思われます。通関関係書類の保存期間についても、本試験にはしばしば出題されていますので、「作成の日後3年間」と確実に押さえておいてください。

**第10問（財務大臣の確認） 正解率：41%**

正解率は41%と、低調な結果でした。

正解は「1、2」ですが、「1、3」を正解とした方が11%、「2、3」を正解とした方が12%もおられたことが低調な正解率の一因と思われます。第7問（欠格事由）の講評でも述べましたが、通関業法第6条で規定されている通関業の許可の欠格事由は、通関士の確認拒否事由とも関連していますので、注意が必要です。

**■択一式**

**第11問（通関業の許可及び許可の申請） 正解率：62%**

択一式の問題である点を踏まえると、満足すべき得点とは言い難い結果です。「総体的事項」でも述べましたが、70%程度の正解率は確保したいところです。

正解は「2」ですが、「4」を正解とした方が19%もおられたことが目標正解率をクリアできなかった一因と思われます。通関業の許可申請書には、従業者の数を記載することとはされていません《通関業法第4条第1項第3号》ので、注意が必要です。

**第12問（営業所の新設及び営業所の新設に係る許可の特例） 正解率：33%**

正解率は33%と、極めて低調な結果でした。

正解は「5」ですが、「0」を選択した方が20%、「2」を選択した方が17%、「3」を選択した方が19%もおられたことが正解率が伸びなかった一因と思われます。営業所の許可の特例は、認定通関業者について適用されるもので、近年の法改正事項でもあることから通関業法第9条第1項の規定を再確認しておくことをお勧めします。

**第13問（通関士の設置） 正解率：67%**

第11問と同様、満足すべき得点とは言い難い結果です。

正解は「5」ですが、「0」を選択した方が10%、「2」を選択した方が15%もおられたことが目標正解率(70%)をクリアできなかった一因と思われます。通関業法には、「財務大臣の承認を受けた場合に通関業務を行う営業所に通関士を置く必要がない」とする旨の規定はありませんので、注意してください。

**第14問（通関士の審査等） 正解率：36%**

正解率は36%と、低調な結果でした。

この問題は、誤っている記述がない「0」が正解となります。誤っている記述として「2」を選択した方が32%、「5」を選択した方が12%もおられたことが低調な正解率となった原因のようです。通関士の審査を要する通関書類は、通関業務に係る通関書類のうち、特に重要な書類に限られています。その範囲については確実に押さえておいてください。

**第 15 問（通関業者又は通関士の義務） 正解率：48%**

正解率は48%と、低調な結果でした。

正解は「4」ですが、誤っている記述がない「0」を正解とした方が32%もおられたことが低調な正解率となった原因のようです。通関業務の従業者は、通関業法第20条に規定する「信用失墜行為の禁止」の規制対象とはされていませんので、「4」が誤った記述となり正解となります。

**第 16 問（通関業者の記帳、届出、報告等） 正解率：61%**

正解率は61%で、目標正解率の70%をクリアできず残念な結果でした。

正解は「5」ですが、「4」を誤っている記述として選択した方が14%もおられたことが正解率が伸びなかった一因と思われます。通関業者は、通関業務を担当する役員、通関業務を行う営業所の責任者、通関士その他の通関業務の従業者の氏名及びその異動の内容等を、財務大臣に届け出なければならないこととされており、これらの者が新たに置かれた場合には、その者の履歴書等の添付が必要とされていますので、注意が必要です。

**第 17 問（通関士の資格の喪失） 正解率：58%**

正解率は58%で、今一步の努力が必要と思われます。

正解は「4」ですが、「2」を正しい記述として選択した方が15%もおられたことが正解率が伸びなかった一因と思われます。通関士が、懲戒処分として戒告を受けたとしても、通関士の資格を喪失することはありません。通関士の「資格喪失事由」についてもしっかりと押さえておく必要があります。

**第 18 問（通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分） 正解率：73%**

正解率は73%と、目標正解率の70%をクリアしていました。

正解は「3」ですが、8%の方が「5」を正解として選択していたことが気になりました。通関士がその資格を喪失した場合であっても、その他の通関業務の従業者として通関業務に従事することは禁じられていませんが、一定期間通関業務に従事することを停止された場合には、その他の通関業務の従業者として通関業務に従事することはできませんので、注意が必要です。

**第 19 問（調査の申出、処分の手続及び公告） 正解率：43%**

正解率は43%と、低調な結果でした。

正解は「3」ですが、「4」を正しい記述として選択した方が24%もおられたことが正解率が伸びなかった一因と思われます。財務大臣は、通関士を懲戒処分するときは、処分通知書により、通関業者を経由して当該通関士に通知しなければならないこととされていますが、通関士及び通関業者にそれぞれ通知しなければならないことはされていませんので、留意してください。

**第 20 問（罰則） 正解率：35%**

正解率は34%と、低調な結果でした。

正解は「3」ですが、誤っている記述として「4」を選択した方が24%、「5」を選択した方が12%もおられたことが若干気になりました。通関業法における罰則は、通関業者又は通関士による法令違反行為で、監督処分又は懲戒処分によっては、十分、その防止や取締りの効果が期待できないようなものについて設けられています。どのような行為が処罰の対象とされているかについても、確実に押さえておく必要があります。

## II 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法 (第6章に係る部分に限る。)

### 【総体的事項】

#### ■総評

関税法等全体の正解率は52%であり、35%の方が合格基準に達していました。

#### ■語句選択式

語句選択式全体の正解率は74%でしたが、本試験合格のためには、個々人のベースで80%程度の正解率は確保したいところです。

通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野の問題とも比較衡量しながら学習を進めるよう心がけましょう。

#### ■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は30%で、極めて低調でした。

複数肢選択式問題は、すべての正解肢を選択しなければ得点できないという難しい面はありますが、個々人のベースでは40%程度の正解率は確保したいところです。

この種の問題の正解率を高めるには、基本的な理解を必要としますので、焦らずにじっくりと問題に取り組むことが重要です。

#### ■択一式

択一式全体の正解率は45%で、択一式問題としては低調な結果となりました。個々人のベースでは70%程度の正解率は確保したいところです。

択一式の問題も、正解肢が「0」という問題もありますので、複数肢選択式と同様、基本的な理解が必要になってきます。基本をしっかりと押さえることが重要です。

### 【個別事項】

個別事項のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

#### ■語句選択式

第1問(用語の定義) 正解率: 89%

(イ-94% ロ-87% ハ-90% ニ-90% ホ-84%)

正解率は89%と、順調な結果となりました。

関税法第2条に規定されている「定義」に関しての出題でしたが、ほとんどの方が理解されているようです。

1の「ロ」について「⑦到着した」が正解ですが、「⑨引き取った」を選択された方が8%、「⑮輸入した」を選択された方が4%と散見されました。また、「ハ: ⑤公海」、「ニ: ⑧排他的経済水域」が正解となりますが、「ハ」において「④群島水域」を3%、「⑧排他的経済水域」を5%の方が選択され、「ニ」において「⑥接続水域」を5%、「⑤公海」を3%の方が選択されていました。「外国貨物」の定義は「内国貨物」の定義と関連付けて理解しておく必要があります。

2の「ホ」に入れるべき語句を「③外国貿易船」とすべきところ、「②外国往来船」を選択された方が11%を占め、やや残念な正解率となりました。

「定義」は、記述の正誤を問う問題において判断の基準となるものであり、確実に理解しておく必要があります。

**第2問（課税物件の確定の時期） 正解率：62%**

（イ－56% ロ－58% ハ－79% ニ－87% ホ－32%）

全体としての正解率は62%で、まずまず満足できる結果でした。

最も正解率が低かったのは「ホ」の32%で、「ホ」は総合保税地域に入れられた外国貨物で、当該総合保税地域における販売を目的とするものについての「課税物件の確定の時期」を問うものです。正解は「販売用貨物を入れることの届出がされた時」ですが、「総合保税地域に入れることが承認された時」を選択した方が43%おられました。

保税蔵置場や総合保税地域に置かれた外国貨物の課税物件の確定の時期は、原則として、これらの保税地域に「置くことの承認を受けた時」ですが（関税法第4条第1項第1号）、総合保税地域における販売又は消費を目的としたものはこの例外で、別途そのための手続が設けられており（同法第62条の11）、「販売用貨物を入れることの届出がされた時」が課税物件の確定の時期となります（同法第4条第1項第3号の2）。この際、確実に覚えておいてください。

**第3問（修正申告、更正及び決定） 正解率：64%**

（イ－68% ロ－67% ハ－61% ニ－55% ホ－69%）

全体としての正解率は64%で、一応満足できる水準といえますが、問題が基本的な知識を問うものであっただけに、できれば70～80%の正解率を期待したいところです。

個別の正解率は上記のとおりですが、「ニ」の「調査」が55%で最も低く、この誤りとしては「職権」が15%、「賦課決定権」が14%ありました。語選択式の問題は、代表的な法令の条文から出題されますので、法律用語でどのように規定されているのか（関税法第7条の16第2項）、確実な理解が求められます。

**第4問（輸入通関） 正解率：81%**

（イ－74% ロ－83% ハ－86% ニ－76% ホ－88%）

1の「イ」については「⑬品名」が正解ですが、「⑩種類」を選択された方が22%、「ロ」については「⑦検査」が正解ですが、「⑪審査」を選択された方が14%と目立ちました。

2の「ハ」については「④貨物を入れる保税地域等」が正解ですが、「⑤貨物を外国貿易船から船卸しする港」を選択された方が7%を占めていました。

3の「ニ」については「⑬特例輸入者又は特例委託輸入者」が正解ですが、「⑫特例輸入者又は特定輸出者」を選択された方が9%、「⑭認定通関業者」を選択された方が12%を占め、「ホ」については「②いずれかの税関長」を選択すべきところ、「①あらかじめ申出を行った税関長」を7%の方が選択されていました。

全体的には、まずまずの正解率でしたが、いずれも関税法の条文の記述であり、通関手続の基本となっているものですので、確実な理解が求められます。

**第5問（再輸出免税） 正解率：73%**

（イ－85% ロ－88% ハ－69% ニ－61% ホ－64%）

全体の正解率は73%とまずまずの結果でしたが、個別にみますと、「イ」及び「ロ」がいずれも80%台後半の高い正解率であったものの、「ハ」～「ホ」はいずれも60%台にとどまりました。

「ハ」、「ニ」及び「ホ」の正解はそれぞれ「①1月」、「⑮輸入を許可した」及び「⑬輸入者」ですが、それぞれ誤りの「③3月」、「⑫輸出を許可した」及び「⑪免除を受けた用途以外の用途に供されたものを使用した者」を選択した方がそれぞれ15%、25%及び28%もおられました。

本設問は、関税率法第17条の再輸出免税制度の基本的な内容で、輸入後の用途外使用の届出、輸出手続及び輸出の届出は、関税の免除を受けた輸入者が行うことになっていること、用途外使用の場合の免除された関税

の納税義務者は輸入者になっていることもしっかり覚えておきましょう。

## ■複数肢選択式

### 第6問（用語の定義） 正解率：53%

正しい記述は「3、5」でしたが、正解率は53%と低調でした。

正しい記述として「3」を選択された方が91%、同様に「5」を選択された方が86%を占めていましたが、一方で、誤っている記述の「2」を29%、「4」を16%の方が正しい記述として選択されており、「2、3、5」を18%、「3、4、5」を7%の方が選択され、結果として低調な正解率となりました。

外国貨物が輸入される前に本邦において使用され又は消費される場合に、その使用又は消費を輸入とみなすもの又は輸入とみなさないものについて整理して理解しておく必要があります。

### 第7問（適用法令） 正解率：19%

正しい記述の組合せの「3、5」を選択された方は全体の19%で、大変残念な結果となりました。

個別にみますと、選択が多い順に、正しい記述の「3」が75%、「5」が53%、誤りの記述の「2」が42%、「4」が37%、「1」が29%となっており、誤りを選択した方の割合がかなりの高率で分散しているため、全体の正解率を大きく引き下げています。誤りの組合せで多かったのは「2、3、5」の13%、「2、3」の8%で、いずれも「2」が絡んでいます。「2」の他所蔵置場所で亡失した貨物についての適用法令は、当該他所蔵置場所で亡失した日に適用される法令であり、当該他所蔵置場所に置くことが許可された日ではありません。「解答及び解説」で再確認するとともに、テキスト等でこの分野をしっかりと復習されることが望まれます。

### 第8問（輸出通関） 正解率：32%

正しい記述は「1、4、5」でしたが、正解率は32%と極めて低調でした。

正しい記述として「1」を選択された方が86%、同様に「4」を76%、「5」を55%の方が選択されていましたが、結果として「1、4」を19%、「1、5」を6%、「4、5」を3%の合計28%の方が選択され、複数肢選択式の問題の難しさから、残念な結果となりました。

「5」を正しい記述として選択された方が55%と意外に低く、極めて低調な正解率の一因となりました。帳簿の備付けと保存、関係書類の保存に関して、再確認をすることが必要です。

また、「3」を正しい記述として選択された方が30%と目立ちました。申告すべき貨物の数量は「財務大臣が定める」と確実に理解してください。

### 第9問（輸入通関） 正解率：43%

正しい記述は「3、5」でしたが、正解率は43%と低調でした。

正しい記述である「3」を選択された方が83%、「5」を選択された方が84%と高い選択率となっていますが、一方で、「2」を正しい記述として選択された方が39%、同様に「4」を24%の方が選択され、特に「2、3、5」を選択された方が17%と目立ち、低調な正解率となりました。

「2」の輸入の許可前における貨物の引取りの承認に係る担保の提供は、関税の徴収を確実にするためのもので「関税額に相当する額」となります。課税価格に相当する額は、かなり高額になるという点に留意する必要があります。

また、「4」の税関長が指定した場所以外の場所において検査（指定地外検査）を受ける場合には、税関長の許可が必要となりますが、特例輸入者又は特例委託輸入者であっても例外（届出）とはなりませんので、留意してください。



#### 第 10 問（証明又は確認） 正解率：36%

正しい記述は「3、5」でしたが、正解率は36%と極めて低調でした。

正しい記述である「3」を選択された方が85%、同様に「5」を選択された方が81%と高い選択率となっていますが、一方で、「4」を正しい記述として選択された方が44%と目立ち、結果として「3、4、5」を選択された方が24%を占め、残念な結果となりました。

「4」の他の法令の規定により輸入に関して許可又は承認等を必要とする貨物については、輸入の禁止又は一定の条件を課す輸入規制の対象であり、特例申告貨物であっても、当該貨物の輸入申告の際に当該許可又は承認等を受けている旨を税関に証明しなければなりませんので、留意してください。

また、「2」を正しい記述として選択された方が21%を占めていました。仮陸揚貨物であっても、当該貨物が外国為替及び外国貿易法第48条第1項（輸出の許可等）の規定により経済産業大臣の輸出の許可を受けなければならないもの（輸出貿易管理令第1条第1項、別表第1：特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物）である場合には、当該許可を受けて、税関長に対して積戻し申告をすることとなりますので、留意してください。

#### 第 11 問（関税の軽減、免除又は払戻し） 正解率：19%

正解は「1、3、4」ですが、正解率は19%と極めて低調な結果となりました。

最多解答は誤りの「1、4」で26%、次いで正解の「1、3、4」で19%でした。

「1」～「5」の選択状況をみますと、正解の「1」、「3」及び「4」を選択できた方はそれぞれ72%、43%及び78%にとどまり、誤りの「2」、「5」を選択された方がそれぞれ28%、9%で、また、複数肢選択式の問題であるにもかかわらず一つしか選択せず、択一式のような解答をしている方が7%もおられたため、低調な結果となりました。

複数肢選択式で択一式のような解答をすると必ず誤りになりますので、設問をよく読み、複数肢選択式の場合には、必ず複数（2つか3つ）選択するよう心がけてください。

関稅定率法の減免・戻し税に関する設問は、毎年出題されています。この減免・戻し税制度は、その数も多く、それぞれの適用要件、必要な手続を整理し、的確に把握しておく必要があります。

「2」の輸入される学術研究用品について特定用途免税の適用を受けることができる要件は、①輸入の許可の日から2年間は学術研究用以外の用途に供されないこと、②この免税の適用を受けることができる輸入者は、国又は地方公共団体が経営する施設のほか、国又は地方公共団体以外の者が経営する施設については政令で定めるものに限定されていることだけでなく、③当該学術研究用品が新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難なものに限定されていることに留意してください。

「3」の再輸出免税の適用を受けて輸入された貨物は、1年以内に再輸出されないこととなった場合には、その貨物の輸入者から免除を受けた関税が直ちに徴収されることになっていますが、当該貨物が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、関税は徴収されないことを記憶に留めておきましょう。

#### 第 12 問（課税価格の決定の原則） 正解率：18%

正解は「2、3、5」で、「3」を選択した方は75%、「5」を選択した方は80%おられ、多くの方が「3」と「5」が正しい記述であることを理解していました。また、「2」を選択した方も40%おられましたが、「3、5」と解答した方が28%、「1、3、5」と解答した方が12%、「2、3」又は「2、5」と解答した方が10%おられたこともあり、正解率は非常に低いものとなりました。

誤った記述である「1」及び「4」の問題を含め、出題されたものは、課税価格についての基本的な事項ですので、しっかり復習して正しい知識を身に付けるようにしてください。

**第 13 問（関税率表の解釈に関する通則） 正解率：44%**

正しい記述は「1、4、5」ですが、正解率は44%と低調でした。

個別にみますと、正しい記述である「1」を選択された方は71%、「4」を選択された方は81%、「5」を選択された方は71%と、多くの方がそれぞれの選択肢の記述について理解されていると思われます。しかし、「1、4」と解答された方が14%、「1、5」と解答された方が5%、「4、5」と解答された方が11%おられたことから、正解率を44%にまで引き下げており、複数肢選択式問題の難しさが表れています。問題文と関税率表の解釈に関する通則の規定を照合して、ご自身の弱点をチェックすることをお勧めします。

**第 14 問（外国為替及び外国貿易法の輸出規制） 正解率：7%**

正解は「2、3、5」で、正解率は7%と惨澹たる結果となりました。

最多解答は誤りの「1、5」で15%、次いで誤りの「2、5」、「3、5」、「4、5」がそれぞれ11%、9%、8%と続き、5番目によく正解の「2、3、5」が7%となりました。

「1」～「5」の選択状況をみますと、正解の「2」、「3」及び「5」を選択できた方はそれぞれ39%、35%及び65%にとどまり、誤りの「1」、「4」を選択した方は34%、27%もおられました。また、複数肢選択式であるにもかかわらず択一式のような解答をしている方が16%にも及んだため、このような惨澹たる結果となりました。複数肢選択式で択一式の解答をすると必ず誤りになりますので、設問をよく読み、複数肢選択式の場合は必ず複数（2つか3つ）選択するように心がけてください。

外国為替及び外国貿易法まで手が回らなかった方が多かったのかもしれませんが、外国為替及び外国貿易法の輸出規制については、毎年必ず出題されますので、輸出の許可の特例、輸出の承認の特例及びそれぞれの除外規定を整理、理解しておくことが不可欠で、権限、手続についても整理して正しく覚える必要があります。最悪手が回らないときでも、次のような常識的な判断ができれば、正解にたどり着くこともできます。

「1」の税関長に委任されている輸出の承認に条件を付す権限は、税関長に委任されている輸出の承認に対してだけです。輸出貿易管理令の規定を失念したときでも、経済産業大臣が輸出承認をしたものに対して税関長が条件を付すことは、おこがましくてできないのではと考えることができれば、正解にたどり着けます。

「2」の本邦から輸出された輸出貿易管理令別表第1該当貨物（1の項の武器を除く。）について、本邦で修理するために再輸入し、修理後無償で再輸出するものについては、北朝鮮向けのを除き、輸出許可の特例を適用することができます。この貨物は、最初に本邦から輸出された際に経済産業大臣の輸出許可を受けたものであり、同じ貨物について二度も輸出の許可を受けさせる必要はないのではないかと考えることができれば、正解にたどり着けます。

「3」の一時的に入国して出国する者がワシントン条約該当物品を携帯輸出する場合は、基本的に輸出の承認の特例除外とされていますが、本人が入国する際に本人が携帯（別送）し税関に申告して輸入したワシントン条約該当物品を本人が携帯して再輸出するものについては、経済産業大臣の告示により特例を適用することができます。これは、単に本人が外国から持ち込んだものを再輸出するだけなので、当該動植物等を絶滅させる懸念がないため規制の必要はないのではないかと常識的な判断をすることができれば、正解にたどり着くことができます。このような常識的な判断も大切です。

**第 15 問（輸入してはならない貨物） 正解率：30%**

正しい記述は、「1、2、5」ですが、正解率は30%と極めて低調な結果でした。

これは「3」を正しい記述として選択した方が33%、「4」を選択した方が6%もおられたのが、低調な正解率となった一因です。

「3」の実用新案権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、適正に認定をするために必要があると認めるときは、特許庁長官（「専門委員」ではありません。）に対し、認定手続に係る貨物が当該実

用新案権を侵害する貨物に該当するか否かに関し、技術的範囲等について意見を求めることができます。

また、「4」について、輸入されようとする貨物のうちに、公安若しくは風俗を害すべき物品又は児童ポルノに該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、憲法で保障する思想、表現の自由を侵害するおそれがあることから、当該貨物を没収等することなく、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知しなければならないこととされています。

## ■択一式

### 第 16 問（納税義務者） 正解率：37%

正しい記述はありませんので「0」が正解となり、これを選択された方は37%でした。

誤りで多かったのは「1」の30%、「5」の12%、「2」の11%といったところですが、正解の「0」が最も高率だったのは、せめてもの救いでした。

「1」の通関業者の連帯納税義務について30%の方が誤っていたのは、驚きでした。通関業者の連帯納税義務については本試験にも頻出しますので、通関業者が納税義務を負う条件の方に気をとられるあまり、肝心の「輸入者と連帯して」の部分が「輸入者に代わって」と置き換えられていることに気付かなかった可能性がありますので、注意してください。

### 第 17 問（関税の確定） 正解率：50%

この問題は、申告納税方式が適用されるのか賦課課税方式が適用されるのかを問うもので、誤っている記述を1つ（又は0）選ぶ択一式の問題ですが、税法では基本的な分野です。

誤りの記述の「4」を選択できた方は50%で、今一步の結果となりました。誤りで多かったのは「2」が22%、次いで「3」が10%、「0」が7%、「5」が5%、「1」が5%と分散し、正解率を引き下げています。「2」は過少申告加算税は賦課課税方式により確定する関税であり、過少申告加算税を課されることとなった場合であってもこれについて納税申告をする必要はありませんので、正しい記述となります。

誤った方は、この機会に「解答及び解説」で再確認をするとともに、この分野の理解を確実なものとしてください。

### 第 18 問（修正申告、更正の請求、更正及び決定） 正解率：40%

正しい記述を1つ（又は0）択一式の問題でしたが、正しい記述の「3」を選択できた方は40%で、残念な結果となりました。

個別にみますと、「5」が29%、「2」が12%、「4」が6%、「0」が6%、「1」が6%と広く分散していて、この分野の理解が不十分であることを示しています。

「5」については、過少申告加算税は税関長の調査によりその税額が決定されますが、決定後に税関長が決定した税額が過大又は過少であることを知ったときは、税関長は再度の調査により、当該決定をした税額を変更する決定（「更正」ではありません。）をします。「決定」と「更正」の用語の使い方、違いに注意を要します。本試験でも頻出する分野ですので、限られた時間内ではありますが、再度テキスト等を復習して理解を確実なものとしてください。

### 第 19 問（輸入通関） 正解率：73%

正しい記述は「4」で、正解率は73%と順調でした。

正しい記述として「2」を選択された方が9%、同様に「5」を6%、また、正しい記述がない「0」を選択された方が6%と散見されました。輸入申告の要否等に関連した設問でしたが、「4」の本船扱いに係る記述を正しい記述として選択できなかった結果であると考えます。「解答及び解説」を参照して、誤っている箇所等の再確

認を行い、理解を深めてください。

**第 20 問（保税運送） 正解率：62%**

正しい記述は「3」でしたが、正解率は62%とまずまずの成績でした。

正しい記述として「1」を選択された方が6%、同様に「2」を6%、「4」を13%、「5」を7%、また、正しい記述がない「0」を選択された方が6%と各設問に分散された選択となっていました。保税運送の取扱い等に関して一層の理解が求められます。

**第 21 問（特定輸出者及び特例輸入者） 正解率：56%**

正しい記述は「2」でしたが、正解率は56%と低調でした。

正しい記述として「4」を選択された方が20%を占めていました。特例輸入者の地位（特例輸入者の承認）の承継に関する記述ですが、地位の承継については、その承継が的確であるかどうか審査をする必要があることから、税関長に申請し、その承認を受けなければなりません。保税蔵置場等の許可の承継、特定輸出者の承認の承継、認定通関業者の認定の承継等、同様の手続となっていますので、確認して、整理しておく必要があります。

また、正しい記述がない「0」を選択された方が13%見受けられましたが、「2」の特定輸出者の承認の要件について、再確認が必要です。

**第 22 問（関税暫定措置法に規定する関税の減免税制度） 正解率：33%**

正解は「4」で、正解率は33%と低水準にとどまりました。

最多解答は正解の「4」で、正解率は33%にとどまり、誤りの「3」、「2」及び「5」がそれぞれ28%、19%及び13%と分散し、結果として低水準の結果となりました。

このような結果になったのは、関税暫定措置法上の減免税制度についての適用要件及び手続について、曖昧な知識を身に付けていた方が多かったためではないかと考えられます。特に、同法第8条（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）については、出題頻度が高いので、その適用要件及び手続について整理し、確実に覚えておく必要があります。

「2」の関税暫定措置法第8条の適用を受けるためには、「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類（契約書等）」は必要な書類ですが、原材料の輸出の際に、その輸出申告書に添付する必要があるものの、あらかじめ税関長に提出してその内容の確認を受ける旨の規定はありません。

「3」の特例申告貨物についての関税暫定措置法第8条の規定による減税手続については、特例申告（納税申告）に先立って行われる貨物を国内に引き取るための製品の輸入申告の時ではなく、製品の納税申告である特例申告の際に行うことになっていますので、留意してください。

「4」の関税暫定措置法第4条（航空機部分品等の免税）の規定の適用を受けるための要件は、どのような場合であっても、本邦において製作することが困難と認められるものに限られています。さらに、「航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材」については、税関長の承認を受けた製造工場で作成するものに限定されていることを覚えておきましょう。

**第 23 問（特惠関税） 正解率：27%**

正しい記述の「3」を選択できた方は27%で、予想を超えて低調でした。

「3」は経済連携協定によるEPA税率と特惠税率の関係に関する設問です。特惠受益国との間で経済連携協定を締結した場合、EPA税率が特惠税率と同等以下である場合はEPA税率が優先適用となるため、特惠税率は適用しないこととされています（特惠税率が適用になるのは、特惠税率がEPA税率よりも低い場合に限られます）。ただし、アセアンとの経済連携協定の締約国のうち特別特惠受益国であるカンボジア、ラオス及びミャンマーについては、EPA税率と特惠税率が併存し、同等の場合でもいずれかを適用することができることになっています。

誤りの「5」を選択された方が28%、次いで「0」が20%、「2」が17%、「1」及び「4」がいずれも4%と分散して高率でした。「5」の保税蔵置場に置くことの承認を受けた貨物について特惠関税の適用を受けようとする場合の原産地証明書の提出時期は、当該貨物の蔵入承認申請（「輸入申告」ではありません。）の際となります。再確認して、理解を確実なものとしてください。

#### 第24問（課税価格の計算方法） 正解率：15%

正解率は15%と非常に低調でした。誤りの「0」を選択された方は8%であったものの、「1」から「4」までを選択された方はそれぞれ21%、16%、17%、22%と、おおむね同程度となっています。この問題は、設問の1から3までは、法律に規定されている事項の応用問題のため、少々難しかったかもしれません。しかし、設問の4及び5は法律に規定されている事項ですので、しっかり身に付けるようにしてください。

#### 第25問（外国為替及び外国貿易法の輸入規制） 正解率：28%

正解は「4」で、正解率は28%と低水準にとどまりました。

最多解答は正解の「4」で28%、次いで誤りの「1」、「5」及び「3」がそれぞれ24%、24%及び17%と大勢の方が誤りの解答に分散しました。

外国為替及び外国貿易法による輸入規制については、毎年必ず出題されますので、輸入承認の対象品目の概要を把握し、特に、輸入割当て及び輸入の承認の特例の内容（特例及びその除外規定）を整理、理解しておくことが不可欠で、権限、手続についても整理して正しく覚える必要があります。

「1」のワシントン条約附属書Iに該当する鯨類については、2019年7月1日施行の輸入公表の改正により、輸入承認を要する貨物から、経済産業大臣の事前確認又は通関時確認を要する貨物に変更されています。これは、附属書Iに該当する鯨類は附属書IIとして取扱うこととされたことによるもので、本設問のものは通関時確認制度適用貨物とされていることを記憶にとどめておきましょう。

「4」の輸入割当証明書の交付を受けた者は、当該証明書に係る貨物の全部又は一部を希望しなくなったときは、遅滞なく当該証明書を経済産業大臣に返還する義務を負っています。これは、当該証明書の交付を受けた者でなければ当該品目を輸入することができない非自由化品目ですので、このように厳格に管理するのは当然のことといえます。

「5」の本邦から出漁した船舶が外国の領海で採捕した水産物で、当該船舶により輸入されるものについては、当該水産物が輸入割当品目であっても、当該水産物は特例の除外品目として規定されていないため、輸入貿易管理令別表第1の17号の特例を適用することができます。なお、この特例が適用される水産動植物及び製品は、関税定率法第14条の3（外国で採捕された水産物等の減免税）に規定されるものの範囲と同様であるものとして取り扱うものとされています。

#### 第26問（不服申立て） 正解率：37%

正しい記述は「2」ですが、正解率は37%と低調な結果でした。

これは、「3」を正しい記述として選択した方が27%、「5」を正しい記述として選択した方が9%もおられたことが、低調な正解率となった一因と思われます。

「再調査の請求」及び「審査請求」ができる期間については、いずれも処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内とされていますが、「3」は、すでに再調査の請求をしていることから、審査請求ができる期間が短縮され、当該再調査の請求についての税関長の決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内とされていますので、誤った記述となります。また、風俗を害すべき書籍に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物として、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知した場合において、当該通知の取消しの訴えを行おうとする者は、当該通知についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、取消しの訴えを提起

することはできませんので、「5」も誤った記述となります。

#### 第 27 問（罰則） 正解率：45%

正しい記述の「2」を選択された方は45%で、今一步の努力が望まれます。

正しい記述として「5」を選択した方が24%、正しい記述がないとして「0」を選択した方が20%もおられたことが、今一步の正解率となった一因と思われます。

犯罪貨物等の没収が行われた場合には、当該犯罪貨物等については関税は課されませんので、「5」は誤った記述となります。

#### 第 28 問（NACCS 法） 正解率 49%

正しい記述の「3」を選択された方は49%で、今一步の努力が望まれます。

正しい記述として「5」を選択した方が18%、正しい記述がないとして「0」を選択した方も18%おられたことが、今一步の正解率となった一因と思われます。

通関業者が、NACCS を使用して輸入申告を行う場合に、当該申告に係る入力を行う入出力装置の設置場所について、あらかじめ税関長に届け出なければならないとする旨の規定はありませんので、「5」は誤った記述となります。

NACCS 法に関する問題は、本試験に毎回出題される傾向にあります。NACCS 法と行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(情報通信技術利用法)とを関連付け、理解を深めてください。

#### 第 29 問（輸出してはならない貨物） 正解率:75%

正しい記述は「4」ですが、正解率は75%とまずまずの結果でした。その他の番号を選択された方が散見されますが、「1」の回路配置利用権については、半導体集積回路の回路配置に関する法律において回路配置利用権を侵害する物品の輸出が規制されていないことから、関税法においても輸出してはならない貨物とはされていません。「2」については、輸出差止申立ての効力の期間に関する問題ですが、「4年以内」とされています。「3」については、輸出差止申立てを行おうとする不正競争差止請求権者は、税関長の適正な判断に資するため、不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示であって当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間で広く認識されているものであることその他経済産業省令（「財務省令」ではありません。）で定める事項について、経済産業大臣（「財務大臣」ではありません。）の意見を求め、その意見が記載された書面を当該申立てを行おうとする税関長（申立先税関長）に提出しなければなりません。「5」については、商標権等の知的財産権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、認定手続を経た後でなければ、「没収して廃棄」することはできません。

#### 第 30 問（相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税） 正解率:42%

誤った記述の「4」を選択できた方は42%で、今一步というところでした。

誤りは、多い順に「5」が27%、「3」が9%、「2」が8%、「1」が8%、「0」が6%と分散していました。「5」の相殺関税を課すこととなった場合の「国会への報告義務」についてですが、国会への報告義務があるのは緊急関税だけです。これは、不当廉売関税や相殺関税が正常価格よりも低い価格での不当廉売や国際的にも交付が禁じられている補助金付きの輸入品（補助金分だけ安価となります。）といった不公正な貿易慣行に対抗する性格を有するため、一定の要件に合致すれば政令を発動して課税ができるのに対し、緊急関税も政令を発動して課税ができるものの、単に安価な輸入品の急増は正常な貿易の範疇であり、不公正なものというものではありません。このため、その発動については「国民経済上緊急に必要がある場合」に限られ、発動をしたときは「遅滞なく国会に報告」することが義務付けられ、より慎重な扱いがされています。

### III 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

#### 【総体的事項】

通関実務全体の正解率は35%で、13%の方が合格基準に達していました。

#### ■申告書の作成

申告書作成全体の正解率は34%でした。

輸出申告はまずまずの正解率でしたが、輸入(納税)申告は低い正解率でした。残された時間はわずかですが、過去問をできるだけ多く解いてみるなど、鍛練に心がけてください。

- ① 輸出申告 54%
- ② 輸入(納税)申告 27%

#### ■複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式及び択一式全体の正解率は39%で、申告書全体の正解率と比較すると6ポイント程度高い結果となりました。

なお、複数肢選択式、計算式及び択一式それぞれの正解率をみますと以下のとおりであり、更なる努力が必要です。焦らずに、基礎知識をしっかりと身に付けてください。

複数肢選択式	27%
計算式	34%
択一式	57%

#### 【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

#### ■申告書の作成

輸出申告書及び輸入(納税)申告書の作問では、通関手続の学習要件とともに標準的な貿易ルール(インコタームズ)の契約条件を付した出題としています。今回の設問は、輸出は「DPU NEW YORK」、輸入は「CIF TOKYO」としていますので、契約条件に沿った申告価格(又は課税価格)の算出に当たっては、算入する費用と算入しない費用などが各々の取引条件によって異なること、また、個別の品目に係る分類(ランプ加工をしたねずみの小像、マロングラッセ等)、少額貨物の処理(E及びX)など、しっかりと理解しているかの確認を目的として出題しましたが、輸入の正解率が低調で、これは、問題の処理に限らず、入力ミス、無解答も多いことから、もう一段の全体の理解度の向上が望まれます。

#### 第1問 輸出申告(ガラス製品等) 正解率:54%

今回は、ガラスの加工による様々なガラス製品を取り上げて、品目分類とDPU契約条件による費用の不算入(控除)を考慮した少額貨物を選定するための申告価格の算出方法を中心に出題しましたが、品目が多かったためか十分に検討する余裕がなかったものと思われ、もう一息頑張りが必要な低い正解率となりました。特に、品目分類においては、部、類の注、項又は号の規定を見誤ったケースが目立ちました。第1欄(a)では、ガラスのランプ加工品及びビーズの製品が項又は号の規定のものとしてとらえるか、他の項の置物に分類されるかという区別の違いで大きなマイナス要因となりました。第3欄(c)では、スマートフォン用のガラスシートがガラス製品か部品かの判断の誤りにより正解率を大幅に引き下げてしまいました。なお、少額貨物(2品目)の代表統計品目番号の選定に当たり、選択肢番号10桁目「X」の3品目を対象としたこともあり、正解率を引き下げました。

次の集計結果（(a)～(e)）とコメントを踏まえ、今後の正確な分類の参考にしてください。

- (a) 登録画面の第1欄：正解率30%      (d) 登録画面の第4欄：正解率66%  
(b) 登録画面の第2欄：正解率71%      (e) 登録画面の第5欄：正解率61%  
(c) 登録画面の第3欄：正解率43%

第1欄(a)：同一統計品目番号の「ガラス製のねずみの小像で、ランプ加工をした室内装飾品」及び「ガラスビーズコースター」について、双方ともに第70.13項の「室内装飾品等」としたケースが22%あり、また、ビーズ製品のコースターを「細貨」としたことにより31%の誤りが生じたことから、正解率の大きな減少要因となりました。

また、正解の選択肢番号を他の欄へ入力したもの（7%）や無解答（5%）のものがあり、更に正解率を引き下げました。

第2欄(b)：「粉状のガラスフリット」は良い成績でした。しかし、ガラスの製品(第70.13項又は第70.20項)とした誤りが11%あり、また、正解の選択肢番号を他の欄へ入力したもの（9%）や無解答のもの（6%）もあり、あと少しの丁寧さが望まれます。

第3欄(c)：「スマートフォンの液晶画面の保護用ガラスシートとクリーニングクロスをセットにしたもの」については、ガラス拭きとのセットとして捉えることができなかったことにより、スマートフォンの部分品としたケースが25%あり、大きなマイナス要因となりました。本品は、本体とは別売りの附属品であり「部分品」の 카테고리には入らないものです。なお、正解の選択肢番号が他の欄へ入力（11%）されているもののうち、特に第2欄(b)への入力が5%あるほか、無解答が6%あり、これらにより正解率を大きく引き下げました。

第4欄(d)：「ステンドグラス」については、良い正解率となりました。項の規定中に掲名されているにかかわらず、ガラスの室内装飾品へ12%が、その他のガラス製品へ3%が分類されており、また、他の欄へ入力したもの（11%）と無解答のもの（7%）がありました。これからは、項の規定の確認をしっかりと行うことが肝心です。

第5欄(e)：少額貨物の2品目(花瓶及び光ファイバーケーブル)のうち、「花瓶」を代表品目とすべきところ、光ファイバーケーブルを代表品目としたものが9%、ビーズ等の「X」の付いた選択肢番号を選択した誤り（13%）などがありました。また、正解の選択肢番号を他の欄へ入力したもの（4%）、無解答のもの（6%）もあり、これらにより正解率が引き下げられました。

なお、統計品目番号の10桁目が「X」となっている選択肢番号を第1欄から第4欄までに入力しているケースがみられることは特異なことです。

今後の注意点として、品目分類において、通則をはじめ、部、類の注の「規定」を見極めることにより、注意深く解答をすることと、無解答が各欄とも5%～7%程度ありましたので、学習結果を確かめるためにも、すべての解答欄へ入力する努力が望まれます。

## 第2問 輸入（納税）申告書（食用の調製品） 正解率：30%

輸入に関しては、食品の複雑な分類のポイントをマスターしておくことが重要であり、まず、調製品の構成材料を把握し、その構成割合を比較することになります。その際には、通則の各項目を考慮しなければなりません。次に、別冊の欄外の（注）IQ（輸入割当品目）にも注意し、問題文記の指示に従った申告欄への入力が必須となります。

なお、問題文の「記」に記載されている費用が、加算費用に該当するかどうかを判断するとともに、シンガポール共和国とのEPAに基づく税率の適用が可能かどうかという点に注意が必要です。

品目分類の正解率は40%でした。誤りの主な原因は、第4欄(d)及び第5欄(e)において、入力順等（問



題文記2～4)に齟齬があり、両者が入り乱れていること(「X」と「E」の入力順番)が大きな要素となっています。さらに、少額合算した品目について代表品目の選定ミスなどがあり、これらにより低い正解率となりました。

申告価格の正解率は20%と、低調な成績でした。誤りの主な原因は、CIF条件においては、課税価格に算入すべき費用を選択することが多かったために誤りが多く、また、算入すべき費用を各欄へ按分するに当たり、すべての品目に按分される費用と個別品目のみに加算される費用の振り分けの判断と計算に時間を要したと思われ、さらに、第1欄(f)においては、同一品目番号を合算をしないで、くりの調製品のみの価格を選択した結果、全体的に大きく正解率を引き下げることとなりました。

本設問では、

- (1) 品目分類の正解率 : 40%
  - (a) 登録画面の第1欄 : 46%
  - (b) 登録画面の第2欄 : 41%
  - (c) 登録画面の第3欄 : 51%
  - (d) 登録画面の第4欄 : 28%
  - (e) 登録画面の第5欄 : 35%
- (2) 申告価格(課税価格)の正解率 : 20%
  - (f) 登録画面の第1欄 : 15%
  - (g) 登録画面の第2欄 : 36%
  - (h) 登録画面の第3欄 : 23%
  - (i) 登録画面の第4欄 : 13%
  - (j) 登録画面の第5欄 : 13%

▽ 品目分類((a)～(e))においては、正解率が28%～51%と全般的に低い水準となっています。相当な復習と練習問題の繰返しを必要とする正解率でした。

正解率を更に向上させるためには、次の点に注意する必要があります。

第1欄(a) : 同一の品目番号「くりの調製品でローストしたもの」と「ローストした落花生とアーモンドを混合して粉碎したもの」について、このうちのくりの調製品の分類を「煎ったナット」ではないとしたケースが22%あり、大きく正解を引き下げました。このほか、くりの調製品を「マロングラッセ」としたケースが4%、「香辛料」としたケースが5%ありました。その他、正解の選択肢番号を他の欄に入力したもの(10%)、無解答のもの(10%)等もありました。

第2欄(b) : 「ブレンド茶」の正解率は41%と低調でした。茶の混合割合が同率の場合に、通則6及び3(c)の規定により分類の配列で最後となる「紅茶」に分類せず、緑茶へ14%、その他の紅茶へ13%が分類され、成績を引き下げました。さらに、正解の選択肢番号を他の欄へ入力したもの(7%)、無解答のもの(10%)も多くありました。

第3欄(c) : 「焼きのり」はIQ品目であることから、少額貨物として合算することはできず、通常の入力順で処理することになります。正解率は51%と約半数の方が正解されましたが、分類の注意点は、焼きのりの「条件」以外のものとしたケースが6%あったこともあり、低い正解率となりました。また、他の欄へ入力したもの(6%)、無解答のもの(17%)がありました。

第4欄(d) : 本欄は、少額貨物の有税一品目(10桁目が「E」)の「マロングラッセ」を入力すべきところ、少額扱いでない番号を選択したケースが12%、第5欄の品目番号「X」のものがこの欄に入っているケースが15%、また、「マロングラッセ」を第5欄に入力したケースが21%ありました。なお、無解答のもの(15%)があり、成績を大幅に低くしています。

なお、「E」の付いた選択肢番号のものを第1欄～第3欄又は第5欄に入力(4%)していることについては注目事項で、これらの方は、再確認してください。

第5欄(e) : 少額貨物の無税二品目(10桁目が「X」)の「スパイス茶」及び「紅茶調製品」の代表品目を「スパイス茶」とすべきところ、紅茶調製品へ9%、「X」が付された他の品目へ8%も入力されており、さらに、第

4 欄へ入力したケースが 15%あり、正解率を大きく引き下げる結果となりました。問題文記 2～4 の再確認が望まれます。また、無解答のもの (15%) もあり、さらに、「X」の付いた選択肢番号のものを第 1 欄～第 3 欄に入力 (4%) していることについても、上記第 4 欄と同じく注目事項です。

▽ 申告価格 ((f)～(j)) においては、正解率が 13%～36%と、更に低い水準となっています。この大きな要因は、複雑な計算が影響したことと、無解答が 26%～34%を占めたことです。

本設問の集計結果を精査しますと、主要な誤りは、各欄ともに以下の内容で相似しています。

第 1 欄 (f) : 集計データから、本欄での大きなマイナス要因は、同一品目番号のものを合算しないでくりの調製品のみの価格で計算したことによる誤りが 13%(第 2 欄へは 3%) ありました。このほか、合算しなかったケースでは、加算費用なしとしたものが 2%(第 2 欄へは 0.5%)、仲介料を加算しなかったものが 0.7%、検査費用を加算したものが 0.1%もあり、合算したケースでは、加算費用なしとしたものが 0.4%、個別加算費用を加算しなかったものが 0.9%確認され、その他 0.1%のもののデータが広範囲に散らばっています。

また、解答入力を第 2 欄としたものが 0.4%あり、マークシート記入時に「00」の記入漏れも 0.2%ありました。特に大きな成績の低下の原因は、無解答が 26%を占めていることです。

第 2 欄 (g) : この欄が一番良い成績 (36%) でしたが、誤りの内容は、上記と同じ加算費用なしとしたものが 2.1% (第 1 欄へは 0.2%)、仲介料を加算しなかったものが 0.6% (マークシート記入時「00」なし 0.1%)、検査費用を加算したものが 0.6% (マークシート記入時「00」なし 0.1%) あり、また、解答入力を第 1 欄としたものが 0.1%、第 3 欄としたものが 0.1%もあり、マークシート記入時に「00」の記入漏れも 0.8%ありました。特に大きな成績の低下の原因は、無解答が 26%を占めていることです。

第 3 欄 (h) : 上記と同じく、集計データからは、加算費用なしとしたものが 0.7% (第 2・4 欄へは各々 0.7%あり、[00]なし 0.4%)、個別加算費用を加算しなかったものが 4% (第 4 欄へは 0.2%、「00」なし 0.2%)、仲介料を加算しなかったものが 0.5%、検査費用を加算したものが 0.1%、また、解答入力を第 4 欄としたものが 1.3% (「00」なし 0.6%) ありました。特に大きな成績低下の原因は、無解答が 30%を占めていることです。

第 4 欄 (i) : 上記と同じく、集計データからは、加算費用なしとしたものが 0.1% (第 3 欄へ 0.4%、第 5 欄へは 0.5%)、個別加算費用を加算しなかったものが 2.5% (第 3 欄へは 1.5%)、仲介料を加算しなかったものが 0.5% (第 5 欄へは 0.1%) あり、また、解答入力を第 3 欄 (0.1%) 又は第 5 欄 (7%) としたものもあり、[00] の記入漏れが 0.4%ありました。特に大きな成績の低下の原因は、無解答が 34%を占めていることです。

第 5 欄 (j) : 上記と同じく、集計データからは、加算費用なしとしたものが 0.4% (第 3 欄・第 4 欄にそれぞれ 0.2%)、検査費用を加算したものが 0.1% (第 3・4 欄へ各々 0.1%) あり、また、解答入力を第 3 欄 (1.0%) 又は第 4 欄 (5.8%) としたものもありました。特に大きな成績の低下の原因は、無解答が 34%を占めていることです。

以上のように、「無解答 26%～34%」が大きな成績低下の原因を占めていますが、学習結果を確かめるためにも、すべての解答欄に入力できるようポイントを把握するとともに、最終時点で、入力欄 (マークシート「00」記入漏れ) のケースが見られたことにも注意が必要です。

上記のような低い正解率となりましたが、申告価格の計算方法は、これまでの過去問や「ゼロからの申告書」を繰り返し解いて納得がいくまで練習をすることが望まれます。課税価格の計算の手順・方法などは、既に輸入申告書作成問題の事例が数多くありますので、新たな方法で計算をしなければならないものは多くはありません。再度、過去問をおさらいしていただくとともに、本設問についても、再度「解答と解説」を熟読して十分に理解してください。

## ■複数肢選択式

### 第3問（関税の確定及び納付） 正解率：23%

正しい組合せの「2、3」を選択できた方は23%と低調で、大変残念な結果となっています。

個別にみますと、「2」を選択された方が77%、「3」を選択された方が44%と上位にあるのは良かったのですが、誤りの「4」を選択された方が37%、「1」を選択された方が34%、「5」を選択された方が14%と、かなり高率で分散しているため、全体の正解率を大きく引き下げています。誤りの組合せで多かったのは「2、4」の14%、「1、2」の10%です。

「4」については、税関長は賦課課税方式による関税を徴収する場合には、原則として「納税の告知」をしなければなりません。関税法第77条第3項（郵便物の関税の納付）の規定により納付される郵便物の関税についてはその例外とされており、「納税の告知」は必要ありません（他に「納税の告知」が不要とされるものには、公売又は売却の代金をもって充当される関税、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税があります。また、携帯品等の関税については、税関長は納税告知書の送達によらずに、税関職員に口頭で「納税告知」をさせることも認められています。やや複雑ですが、この機会に覚えておいてください。）。)

### 第4問（関税率表の所属の決定） 正解率：23%

正解は「4、5」ですが、正解率は23%と極めて低調でした。

個別にみますと、正しい記述の「5」を選択された方は72%と、多くの方が正しく理解されていると思われませんが、「4」を選択された方が41%と少なかったのが注目されます。

「4」の電気毛布は、電気機器ですが、第85類ではなく毛布が属する第63.01項に分類されますので、注意してください。

一方、誤った記述の「2」を選択された方が31%、「3」を選択された方が39%と、約3分の1の方が誤った選択をされていました。「2」の蒸留水、海水は、水に関連していますが、『水』は第22類、『海水』は第25類、『蒸留水』は第28類に分類されます。また、「3」のアイススケートを取り付けたスケート靴は、第64類ではなく第95類に分類されます。

なお、選択肢を1つしか選択しなかった方が9%おられました。複数肢選択式の問題は、必ず複数の選択肢を解答する必要がありますので、留意してください。

### 第5問（事前照会） 正解率：29%

正しい記述の組合せ「1、2」を選択できた方は29%と意外に低率で、残念な結果となっています。

個別にみますと、正しい記述の「2」を選択された方が68%、「1」を選択された方が53%と上位を占めているものの、誤りの記述の「5」を選択された方が31%、「3」を選択された方が30%、「4」を選択された方が16%とかなりの水準で分散しており、理解が不十分であることを示すとともに、全体の正解率を引き下げています。

「5」の文書による事前照会の回答で、内国消費税等の適用区分、税率に関するものや関税法等以外の他法令に関するものは、税関限りの参考意見にすぎず、これらについての正式回答を要する場合は、主務官庁に照会することが必要となります。

「3」のインターネットによる事前照会に対する電子メールによる回答については、文書回答と異なり、輸入（納税）申告書の審査上、尊重されない取扱いになっています。尊重されるためには、文書による回答に切り換える手続が必要となります。

### 第6問（特惠関税制度における原産地認定） 正解率：48%

原産品として認定される記述の「2、3」を選択できた方は48%で、残念ながら今一步といったところでした。

正しい記述の「2」を選択された方は79%、「3」を選択された方は68%と多かったのは評価できますが、誤った記述の「5」を選択された方が20%、「4」を選択された方が15%、「1」を選択された方が14%とかなりの水準で分散しており、全体の正解率を引き下げています。

誤った組合せで多かったのは「2、5」の6%、「2、3、5」の5%で、いずれも「5」が絡んでいます。

「5」については、A国において製造されたマカロニ（第19.02項）の原材料に非原産国で生産された小麦（第11類）が使用されているため、原産品としての資格を与えるための条件を満たさず、A国の原産品とは認められません。関税暫定措置法施行規則別表の見方について、再確認してください。

#### 第7問（経済連携協定に基づく原産地基準） 正解率：13%

正解（A国の原産品とされるもの）は「2、3、4」でしたが、正解率は13%と極めて低調でした。また、設問（選択肢）ごとの正解率をみますと、設問1から順にそれぞれ53%、43%、61%、41%、72%となっており、設問5を除き、総じて正解率が低い状況にあります。

設問1、2では革靴を、設問3～5ではワインをそれぞれ製品とする問題設定としており、問題中の品目別規則から、非原産材料の使用が制限される品目（それぞれ靴底とブドウ、ブドウジュース）を特定した上で、これらの使用材料の原産性を確認して解答することになりますが、残念ながらこの解法の考え方が十分に理解されていないと思われます。また、今回の問題では、通関士試験の出題内容が変更となる可能性に備えて、二国間協定を多国間協定に変更し、また、使用材料を単品目から複数品目に変更する形で新たな問題設定としましたが、この点も正解率の低さに影響したのではないかと考えられます。

経済連携協定に基づく原産地基準の問題では、原産地基準自体が問題中に示されますので、解法の要領を理解しておけば、問題中の基準をみて比較的容易に正解することができます。その要領は、「使用材料が制限品目（製品の生産において非原産品の使用が制限されている品目）に該当するか」と「制限品目に該当する場合、使用材料が締約国の原産品（累積適用によりみなされる物品を含む。）又は非原産品（非締約国の産品）のどちらに該当するか」の2項目の検討が必要となります。検討の結果、①材料が制限品目に該当しない場合と②材料が制限品目に該当し、かつ締約国の原産品である場合は、生産された製品は締約国の原産品となり、③材料が制限品目に該当し、かつ非原産品（非締約国の産品等）である場合は、生産された製品は非原産品となります。なお、生産に使用される材料が複数品目あっても、当該材料中の制限品目のみに絞って原産性を検討すればよいので、要領としては同じです。また、多国間協定との問題設定により関係国が増えたとしても、累積規定の適用により締約国の原産材料は他の締約国の原産材料とみなされるため、材料等の原産性を締約国の原産品と非原産品の2つに分けて単純化して検討すればよいということになります。

実際の制限品目の捉え方については、この問題の解説をみて確認していただきたいと思いますが、解法の要領を理解しておけば、どのような問題にも応用できますので、是非この要領を習得してください。

#### ■計算式

#### 第8問（適用法令と修正申告により納付すべき関税額の計算） 正解率：57%

正解率は57%とまずまずの成績でした。多くの方が適用法令及び修正申告により納付すべき関税額の計算方法について理解されていると思われますが、この問題は基本的な問題ですので、誤った方は、しっかり復習してください。

#### 第9問（過少申告加算税額の計算） 正解率：27%

この問題は、基本的な過少申告加算税の計算問題であるにもかかわらず、低い正解率であり、多くの方が過少申告加算税の計算の基本を理解していないことは非常に残念なことです。しっかり復習して理解するようにしてください。

なお、解答を「00931000」（「931000」）とされた方が5%おられますが、これらの方は加重過少申告加算税の計算を失念していたものと思われる。また、解答を「00847000」（「0847000」、「847000」）とされた方が6%おられますが、これらの方は過少申告加算税の額を足すことを失念したものと思われ、解答を「00101000」とされた方が4%おられますが、これらの方は修正申告により納付すべき税額を足すことを失念したものと思われる。問題は、修正申告により納付すべき税額と過少申告加算税額の合計額を計算するように指示されていますので、問題文をよく読むように注意してください。

#### 第10問（課税価格の計算） 正解率：29%

正解率は29%と低い正解率となりましたが、この問題のポイントは、①輸入貨物の包装に要する費用（材料費、人件費等を含む。）を買手が負担した場合は、加算要素となること、②コンテナ賃借料は加算要素ですが、本邦の輸入港到着後のコンテナ賃借料の額が明らかであれば、その額は加算しないこと、③売手帰属収益は加算要素であることにあります。

解答を「04073000」（「4073000」）とされた方が6%おられましたが、これは、上記③の売手帰属収益を加算しなかったものと思われる。また、解答を「04279000」とされた方が5%おられましたが、これは、上記②の本邦の輸入港到着後のコンテナ賃借料も加算したのではないかと思われる。他の誤解答をみますとバラバラで、課税価格の計算全般について理解が進んでいないのではないかと思われる。何が課税価格に算入され、あるいは算入されないかをしっかり理解するように学習してください。

#### 第11問（課税価格の計算） 正解率：41%

正解率は41%と、そこそこの正解率となりました。関税定率法第4条の2の規定に基づき、同種又は類似の貨物に係る取引価格により課税価格を計算する場合の方法については、ある程度理解が進んでいることが伺われます。

この問題のポイントは、①同種貨物が類似貨物に優先すること、②輸入貨物の製造者が製造した同種貨物が他の製造者が製造した同種貨物に優先すること、③同順位の取引価格が複数あるときは最小の取引価格を採用すること、④輸入貨物と同種貨物の取引数量等の差は調整することにあります。

解答を「05040000」（「5040000」）とされた方が9%おられましたが、これは、同順位の取引価格のうち最小のものを採用することを失念していたものと思われる。また、解答を「04960000」（「4960000」）とされた方が4%おられましたが、これは、払い戻された保険料の20,000円も加算したものと思われる（課税価格に算入する保険料は、実際に支払われた保険料であり、払い戻された分は算入しません。）。

#### 第12問（課税価格の計算） 正解率：16%

正解率は16%と非常に低調な正解率となりましたが、この問題のポイントは、①輸入貨物の契約数量と輸入数量が異なる場合で、加算すべき手数料や無償提供した物品に要する費用があるときは、これらの手数料や費用を輸入数量分に按分して加算すること、②買手が特殊関係者から購入した物品を売手に無償提供したときは、加算すべき費用はその購入費用ではなく当該物品の生産費であること、③海上運送を予定していた場合において、輸入者（買手）の責めによらない理由により輸入貨物の本邦到着が遅延するため航空運送に変更し、その変更費用の全額を輸入者以外の者が負担するときは、課税価格に算入する運賃及び保険料は、海上運送に係る運賃及び保険料であることにあります。

誤った解答の内容はバラバラで、どのポイントの理解が不足しているのかは分かりませんが、いずれのポイントも通関士試験に出題される重要なものですので、しっかり理解するようにしてください。

## ■択一式

### 第 13 問（輸出通関） 正解率：59%

正しい記述は「3」でしたが、正解率は59%でした。

正しい記述として「5」を選択された方が22%と目立ちました。免税コンテナの輸出に関する記述ですが、積卸コンテナ一覧表を提出することにより輸出申告があったものとみなされます。提出した積卸コンテナ一覧表に受理印の押なつ、所要の措置後、交付を受けることで、輸出の許可を受けたこととなりますので、留意してください（コンテナ特例法基本通達3-7、3-2（6）、3-5）。

### 第 14 問（輸入通関） 正解率：66%

正しい記述は「2」で、正解率は66%とまずまずの成績でした。

正しい記述として「3」を選択された方が13%を占めていました。通関手帳による輸入申告に関する記述ですが、修繕される貨物（関税定率法第17条第1項第4号）、加工される貨物又は加工材料となる貨物で特定のもの（同項第1号）については、輸入時と再輸出時の性質及び形状が異なることから通関手帳による輸入の対象外となりますので、留意してください。

### 第 15 問（関税率表の所属の決定） 正解率：51%

正しい記述は「4」ですが、正解率は51%とやや低調でした。

本設問は、問題文に掲げられている関税率表第16類注（抜すい）及び関税率表（抜すい）を正確に読めば、選択肢の記述の正誤を判断することが可能であり、必ず得点することができます。

誤った記述の「5」を選択された方が比較的多く18%おられました。『えび』は甲殻類であり、えびの含有量が25%と全重量の20%を超えていますので、第16類注2の規定により第16類（第16.05項）に分類されません。

### 第 16 問（関税率表の所属の決定） 正解率：52%

正しい記述は「2」ですが、正解率は52%とやや低調でした。

個別にみますと、誤った記述の「1」を選択された方が6%、「3」が9%、「4」が8%、「5」が16%「0」が5%となっています。「5」について比較的多くの方が選択されていましたが、『すべての幼児用自転車』は、第87.12項（自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。））に分類され、その他の幼児用乗り物は、第95.03項に分類されます。

### 第 17 問（経済連携協定） 正解率：58%

正しい記述は「5」でしたが、正解率は58%でした。

正しい記述として「4」を選択された方が14%と目立ちました。経済連携協定における関税の便益を受ける場合には、締約国原産地証明書（第三者証明制度）又は締約国原産品申告書及び当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（自己申告制度）のいずれかを提出することとなりますが、その取扱いについて正確に理解しておく必要があります。

また、正しい記述として「2」を選択された方が8%、同様に「3」を選択された方が7%と散見されました。「2」の有効期限（輸入申告の日においてその発給又は作成の日から1年以上を経過していないこと）、「3」の蔵入承認を受ける場合における締約国原産地証明書の提出時期に関する記述は、本試験において繰り返し出題される傾向にあります。正しい理解が求められます。